

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年12月25日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第3号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
（個人使用に供する施設及び使用日） 第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が委員会の承認を得て定める日とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。		（個人使用に供する施設及び使用日） 第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が委員会の承認を得て定める日とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。	
施設名	期間	施設名	期間
霞ヶ浦プール	7月5日から8月31日まで	霞ヶ浦プール	7月5日から8月31日まで
（略） 中央緑地陸上競技場（中央緑地フットボール場Aフィールド） （略）	1月4日から1月28日まで ただし、温水プールについては、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたる場合は、そ	（略） 中央緑地陸上競技場 （略）	1月4日から1月28日まで ただし、温水プールについては、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたる場合は、そ

の翌日)を除く

。

2 (略)

(仮予約の申請)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、中央緑地フットボール場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日前30日前までとする。

(設備器具等の利用料金)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、別表第3に定める額とする。

(1) (略)

(2) 条例別表第3に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身

の翌日)を除く

。

2 (略)

(仮予約の申請)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日前30日前までとする。

(設備器具等の利用料金)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、別表第3に定める額とする。

(1) (略)

(2) 条例別表第3に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身

体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示したもの

- (3) 条例別表第4に規定する回数使用券に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示したもの

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金（設備器具及び備付物品の利用料金を含む。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる

還付する場合	還付する額
(略)	(略)
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、 <u>中央緑地フットボール場</u> 、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソ	利用料金の全額

体障害者手帳又は療育手帳等を提示したもの

- (3) 条例別表第4に規定する回数使用券に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳又は療育手帳等を提示したもの

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金（設備器具及び備付物品の利用料金を含む。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる

還付する場合	還付する額
(略)	(略)
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグ	利用料金の全額

<p>フットボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場、本郷河川敷グラウンドについては、使用日の30日前までとする。</p>		<p>ビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場、本郷河川敷グラウンドについては、使用日の30日前までとする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
2 及び 3 (略)		2 及び 3 (略)	

改正後

別表第 2（第 8 条関係）

システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦サッカー場、霞ヶ浦弓道場、中央緑地体育館、中央緑地体育館第 2 会議室、中央緑地第 2 体育館、 <u>中央緑地フットボール場</u> 、楠緑地多目的運動場、楠緑地体育館、楠緑地テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場、本郷河川敷グラウンド	使用しようとする日の属する月の初日前 3 月の 2 日後
<u>霞ヶ浦テニスコート</u> 、 <u>三滝テニスコート</u>	使用しようとする日の属する月の初日前 3 月の 4 日後
(略)	

改正前

別表第 2（第 8 条関係）

システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦サッカー場、霞ヶ浦弓道場、中央緑地体育館、中央緑地体育館第 2 会議室、中央緑地第 2 体育館、楠緑地多目的運動場、楠緑地体育館、楠緑地テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場、本郷河川敷グラウンド	使用しようとする日の属する月の初日前 3 月の 2 日後
三滝テニスコート	使用しようとする日の属する月の初日前 3 月の 4 日後
(略)	

改正後

別表第3（第13条関係）

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別	単位	金額	備考	
(略)					
楠緑地多目的運動場	(略)				
三滝テニスコート、楠緑地テニスコート	拡声装置	1式1回	430円		
	照明装置	1面1時間	520円		
	シャワー室（温水のみ）	1室1回	540円		
1人1回		100円			
霞ヶ浦テニスコート	拡声装置	1式1回	430円		
	ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）	1式1回	220円		
	特殊電灯電力料	1口1時間	40円		
	照明装置（屋外コート）	1面1時間	180円		
	照明装置（屋根付コート）		120円		
	照明装置（サブコート）		240円		
	照明装置（メインコート）		480円		
霞ヶ浦プール	(略)	(略)	(略)		
(略)					
陸上競技場	(略)	(略)	(略)	(略)	
中央緑地フットボール場	拡声装置	1式1回	430円		
	ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）	1式1回	220円		
	特殊電灯電力料	1口1時間	40円		
	照明装置（Aフィールド）	全灯	1面1時間		1,920円
		フィールドのみ			1,650円
		トラックのみ			940円
	照明装置（B・Cフィールド）		1,280円		
(略)					

備考

1 から 3 まで (略)

改正前

別表第 3 (第 1 3 条関係)

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別	単位	金額	備考
楠緑地多目的運動場	(略)			
テニスコート	拡声装置	1 式 1 回	4 3 0 円	
	照明装置	1 面 1 時間	5 2 0 円	
	シャワー室 (温水のみ)	1 室 1 回	5 4 0 円	
		1 人 1 回	1 0 0 円	
(追加)				
霞ヶ浦プール	(略)			
(略)				
陸上競技場	(略)			
(追加)				
(略)				

備考

1 から 3 まで (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (以下「新規則」という。) 中、霞ヶ浦テニスコートに関する規定は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成 2 9 年四日市市条例第 一 号。以下「条例」という。) 附則第 1 項第 2 号に規定する規則で定める日 (以下「第 2 号適用日」という。) から、中央緑地フットボール場に関する規定は、条例附則第 1 項第 3 号に規定する規則で定める日 (以下「第 3 号適用日」という。) から、それぞれ適用する。
- 前項の第 2 号適用日又は第 3 号適用日前に、改正前の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によりなされたものとみなす。